

福祉・健康

福祉

生活に困った方の福祉（問①）

◆生活保護制度

生活保護制度は、さまざまな理由で生活に困っている方の最低生活の維持と自立助長を目的とした制度です。保護が開始されますと、世帯の最低生活費の不足分の生活費が毎月支給されます。

守らなければならない義務

- 自分（世帯員）の持っている能力や資産など、あらゆるものを最低生活のために活用していただくことがあります（最低生活に必要な余分な資産など、例えば土地、建物、家具、貴金属、預貯金、生命保険などは売却、処分するなどして、生活費に充てていただくことがあります）
- 親、兄弟、子どもなど民法に定められた扶養義務者からの援助は、この法律に優先します
- 病気やケガなどの正当な理由がないのに働かないときは、保護は受けられません
- 他の法律や制度からの給付は、すべて活用しなければなりません
- 原則として自動車の保有は認められません
- 原則として住宅ローン等の返済苦による保護は受けられません

◆生活困窮者自立支援制度

失業や経済的理由等で生活に困っている市民対象の相談窓口を勝山市社会福祉協議会（88-1177）に設置しています。相談窓口には専門の支援員がおり、相談者の状況に合わせた支援プランを策定し、他の専門機関および関係機関と連携しながら相談者の自立に向けた様々な支援を行います。

◆生活福祉資金の貸付

低所得者の世帯や身体障がい者の世帯が積極的に生活の自立向上を図るために、低利で資金を貸し付ける制度で、勝山市社会福祉協議会（88-1177）が運営しています。

地域で支える福祉

◆民生委員児童委員、主任児童委員（問①）

民生委員児童委員は地域福祉増進のために、主任児童委員は児童福祉増進のために厚生労働大臣からの委嘱を受け、生活に困った方や高齢者、障がい者、母子家庭、父子家庭、児童問題などの相談に応じたり、助言をします。

◆勝山市社会福祉協議会（問②）

地域福祉の推進を図ることを目的として、以下の事業を実施します。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②福祉活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④社会福祉を目的とする事業の推進

具体的には、福祉総合相談、共同募金・歳末たすけあい事業、ボランティアセンター活動事業、小地域の福祉のまちづくり事業、介護予防事業、生活福祉資金貸付金事業、障害者生活支援事業、日常生活自立支援事業、生活支援体制整備事業などを行っています。

また、ケアプランやホームヘルプサービスを行うサービス事業所も併設しています。

子どもの福祉（問③）

◆子ども医療費助成制度

満18歳に達した最初の3月31日までの児童を対象に、医療費の一部負担金（保険適用分）を助成します。

また、平成30年度より医療機関の窓口での医療費の支払いが不要となりました。

出生時および転入時における申請については、市民課窓口で出生届および転入届の際に受け付けています。

※詳しくは福祉児童課 子育て支援係までお問い合わせください

問①福祉児童課 社会福祉係 ☎87-0777

問②勝山市社会福祉協議会 ☎88-1177 問③福祉児童課 子育て支援係 ☎87-0777

(続) 子どもの福祉

◆児童手当制度 (問①)

中学校修了までの児童を養育している方に支給。

対 象	支給額 (月額)
3歳未満	1万5,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	1万5,000円
中学生	1万円
所得制限限度額以上	5,000円

※10月支給分から所得額によって特例給付が支給されない方が発生します

◆保育園等への入園 (問②)

保護者の労働、疾病などにより保育を必要とする乳幼児の保育・教育を公立2園、私立9園で実施しています。

	園 名	住 所	電話番号
公 立	野向保育園	野向町龍谷50-47	87-3888
	平泉寺保育園	平泉寺町平泉寺 164-45甲	88-4332

	園 名	住 所	電話番号
私 立	中央こども園	栄町2丁目7-6	88-0872
	ケイターこども園	元町1丁目8-17	87-1857
	まつぶんこども園	旭町1丁目1-56	69-1111
	しろきこども園	芳野町2丁目3-19	88-3213
	きたこども園	沢町2丁目3-22	88-1557
	南こども園	元町2丁目7-28	88-0850
	上野こども園	荒土町別所33-58-1	89-2022
	鹿谷保育園	鹿谷町保田99-31-2	89-2211
	北郷わしのこ保育園	北郷町東野28-45	89-3433

◆障がい児・ふれあい保育推進事業 (問②)

特別児童扶養手当受給児童、心身に中軽程度の障がいのある児童を保育園などで保育します。

◆放課後子ども総合プラン (問②)

市内の9つの市立小学校区に9か所の児童センターを設置し、留守家庭児童の預かりと子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりを行っています。市内在住の小学生であれば申請のうえ、無料で利用できます。

◆地域子育て支援センター (問③)

カンガルーのお部屋

乳幼児の子育てに関する情報提供やさまざまな相談に、専任のスタッフが応じます。

親子の自由な遊び場として、保護者同士の交流の場としてご利用ください。利用の際には電話予約をしてください。

◆「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成奨励金 (問②)

勝山市民で、保護者と生計を一にする第3子以降の乳幼児を対象に、出生月の翌月末に一律20万円を一括交付します。

◆「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証 (問②) 子育て生活応援事業

第3子以降の児童に認定証を交付し、就学前まで子育て生活応援隊事業、一時預かり事業、病児(病後児)保育事業の保護者負担金を無料化します。

なお、子育て生活応援隊事業と一時預かり事業については1回の利用につき出生順位に関係なく3人目以降の児童数分を無料としています。

◆子育て生活応援隊事業 (問②)

第1子を出産予定の妊婦のいる家庭および小学校3年生までの児童がいる家庭を対象に、経済的・精神的負担を軽減することを目的として、一時預かりや、幼稚園・保育園などへの送迎(徒歩のみ)、生活支援などを行うサービスです。

サービス利用料の一部(1時間あたり350円)が助成されますが、利用料は日時によって異なります。

第3子以降の児童については、◆「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証をご覧ください。

◆一時預かり事業 (問②)

一部の保育園などで、保護者の疾病および緊急、一時的な需要に対応するために保育園などに入園していない乳幼児の一時的な保育を行います。

第3子以降の児童については22ページの◆「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証をご覧ください。

利用料金 半日：1,000円、1日：2,000円

問①福祉児童課 社会福祉係 ☎87-0777 問②福祉児童課 子育て支援係 ☎87-0777
問③地域子育て支援センター ☎87-3830

◆病児（病後児）保育事業（問②）

小学校6年生までの児童の病氣中や病氣回復期で集団保育が困難な期間、病児保育園で保育を実施します。

第3子以降の児童については、22ページの◆「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証”をご覧ください。

ひかり病児保育園 利用料 1回2,000円※ひとり親家庭は無料 元町1丁目9-45 ☎88-0288
--

◆子育てマイスター（問②）

子育てにかかわる有資格者を、県が「子育てマイスター」として認定。地域において子育てに関する悩みや不安の相談にのったり、助言者として社会貢献活動を行っています。

◆児童インフルエンザ予防接種費の助成（問②）

インフルエンザ予防接種に対して、その経費の一部（1回あたり1,000円）を助成します。

任意接種であり、接種にあたっては医師の指示に従ってください。（31ページにも記載有り）

対象	助成回数
小学生までの児童	年2回まで
中学生	年1回

◆家庭児童相談（問④）

子育てするうえで抱える様々な問題について、家庭児童相談員が保護者と一緒に考えます。

場所	福祉健康センター「すこやか」内
利用日	毎週月～金曜日
利用時間	午前8時30分～午後4時45分

※福井県総合福祉相談所による出張相談は、予約制。いずれの相談も無料で、秘密は厳守

◆要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議（問④）

児童福祉法などにに基づき、福祉事務所、警察、教育委員会、奥越健康福祉センター、県総合福祉相談所、家庭児童相談室、主任児童委員などの関係機関が密接に連携し、虐待を受けている児童や非行児童などの早期発見、早期対応を図り、その適切な措置を図るために設置しています。

特に児童虐待については、関係機関に通告義務があることを徹底し、早期発見を図っています。

なお、電話による情報提供は、24時間受け付けています。少しでも疑いがあればご連絡ください。

連絡先

◇平日（午前8時30分～午後4時45分）

家庭児童相談室 ☎87-0777

福井県総合福祉相談所 ☎0776-24-5138

◇休日や夜間（上記以外の時間）

勝山市役所 ☎88-1111（代表）

福井県総合福祉相談所 ☎0776-24-3654

※提供していただいた情報が間違いであっても、責任は問われません。また、情報提供者のプライバシーは絶対守られます

母子・父子家庭の福祉（問④）

◆児童扶養手当

父または母と生計をともにしていない18歳年度末までの児童の父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。父または母がいても極めて重度の障がいにある場合は支給されません。ただし、所得制限があります。

手当の月額、請求者および請求者の扶養義務者（同居の祖父母兄弟姉妹など）の前年の所得により決定されます。

また、前夫・前妻から父や母、児童に支払われる養育費についても所得の対象となります。

対象	支給額（月額）
児童1人	1万160円～4万3,070円
第2子	+ 5,090円～1万170円
第3子以降	+ 3,050円～6,100円

◆交通遺児年金

交通事故により父または母もしくはこれらに準ずる方が死亡もしくは廃疾した家庭の児童で、義務教育期間終了までの児童が対象です。

遺児の養育者が、市・県民税賦課額が均等割以下の方に支給され、年金額は遺児1人につき年額2万円です。

（次ページに続く）

（続）母子・父子家庭の福祉（問①）

◆母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭を対象に、医療費自己負担分が助成されます。高額療養費の限度内、付加給付がある場合はその範囲内となっています。

ただし、所得制限があります。

◆母子・父子家庭修学旅行費助成

母子・父子家庭の児童に、修学旅行費用の一部を助成します。補助金の上限額は小学生8,000円、中学生1万6,000円です。ただし、所得制限等があります。

◆母子・父子家庭へ入学記念品贈呈

母子・父子家庭の児童が学校入学時（小・中・高）に記念品を贈ります。ただし、所得制限があります。

◆母子・父子自立支援教育訓練給付金

母子・父子家庭の母・父が能力開発のための教育訓練を受けるための経費の一部が支給されます。支給額は経費の60%（1万2,001円以上で40万円を上限）です。

ただし、所得制限と受講講座についての指定があります。

講座を受講する時、事前にご相談ください。

◆ひとり親家庭の高校生通学定期代助成

京福バスを利用

奥越明成高校、大野高校定時制へ通学

助成額 1・3・6か月定期代 20%

えちぜん鉄道を利用

福井方面の高校へ通学（えちぜん鉄道区分のみ）

助成額 1か月定期代 10%

3・6か月定期代 20%

※他の助成と併用はできません、利用前にお問い合わせください

◆高等職業訓練促進給付金

母子・父子家庭の母・父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に4年間で限度として支給されます。また、修業期間終了後「高等職業訓練修了支援給付金」が支給されます。

非課税世帯

促進給付金 月額10万円

修了支援給付金 5万円

課税世帯

促進給付金 月額7万500円

修了支援給付金 2万5,000円

障がい者の福祉（問②）

◆身体障害者手帳

身体の障がいの程度によって等級を判定し、身体障がい者であることの証票として交付するもので、補装具、自立支援医療の給付、施設への入所など各種援助を受ける場合に利用するためのものです。障がいの等級は1級から7級に分けられています。手帳の発行は1級から6級までです。

◆療育手帳

知的障がい児（者）に対して指導・相談を行うとともに、知的障がい児（者）に対する各種のサービスを受けやすくするためのものです。障がいの級はA1、A2、B1、B2に分けられています。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方（知的障がい者を除く）のうち、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付する手帳で、1級から3級の等級に分けられています。

◆障害福祉サービス・地域生活支援事業

障がいのある人または難病の人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービス、日常生活用具の支給や外出時の移動支援などを行います。

原則として自己負担額は1割ですが、世帯の市民税課税状況により月額上限額が設定されています。

また、低所得世帯の方のための負担軽減もあります。

◆重度障害児（者）医療費助成事業

重度の障がい児（者）が治療を受けた場合に、その医療費（本人負担額）が助成されます。

◆自立支援医療（精神通院）支給事業

精神疾患で通院する精神医療の治療を要する方に対して、公費にて一部を負担する制度です。

自己負担は1割ですが、低所得世帯の方や高額治療継続者には、月額上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

（次ページへ続く）

◆自立支援医療（更生医療）・（育成医療）支給事業

手術などにより障がいの改善が見込まれる場合に、指定医療機関において受けた医療費を助成する制度です。原則、医療費の1割負担ですが、世帯の市民税課税状況により月額上限額が設定されます。

対象

更生医療	身体障害者手帳の交付を受けている方
育成医療	18歳未満の障がい児

◆障害児福祉手当

在宅の20歳未満の重度の障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に福祉手当が支給されます。支給額は月額1万4,850円です。

◆特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護する父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方で、前年の収入が一定額未満の場合に支給されます。手当の額は障がい児1人につき、1級障がい児月額5万2,400円、2級障がい児月額3万4,900円です。

◆重症心身障害児（者）福祉手当

他制度（特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害年金、公的年金）のいずれにも該当しない在宅の重度障がい者または前者を介護する方に支給されます。支給額は月額3,000円です。

◆特別障害者手当

在宅の20歳以上の重度の障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当が支給されます。支給額は月額2万7,300円です。ただし、所得制限があります。

◆日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障がい者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費を助成します。

主な用具は盲人時計、人工咽頭、特殊寝台、入浴補助用具、電動式たん吸引器、ネブライザー・ストーマ用具、人工内耳用電池などです。

◆重度身体障害者住宅改造助成事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、改修工事費が助成されます。助成金の額は工事費の4/5以内で、限度額は60万円。（視覚障がい者の限度額は80万円）

また、手すりの取り付けなどの軽微な住宅改修

に20万円を限度として助成（日常生活用具給付等事業）します。

それぞれ支給要件がありますので、工事をご予定の方は、必ず事前にお問い合わせください。

◆重度障害者紙おむつ支給事業

在宅重度障がい者の方に、紙おむつの購入費助成を行います。生計中心者の前年の市民税が非課税の場合、支給月額5,000円。課税の場合、支給月額3,000円を限度として助成します。

対象は小学生から65歳未満の方です。

原則として支給月額の範囲内で1割または1/3の自己負担を徴収します。

◆福祉タクシー利用助成事業

在宅重度障がい者で自動車税の減免や高齢者移送サービスを受けていない方に、タクシー初乗り運賃乗車券が交付されます（ストレッチャー、車椅子用あり）。

初乗り運賃の助成上限額はすべて630円です。交付枚数は1年間に24枚です。

◆自動車改造等助成事業

重度身体障がい者および同一家族（同じ住民票に記載されている者）に、自動車の改造、自動車運転免許取得に要する費用が助成されます。

助成金の額は自動車改造に要した金額または運転免許取得に要した金額の2/3以内で、限度額は10万円です。

◆身体障害者補装具給付事業

身体の失われた部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を補完または代償する用具（補装具）の購入費または修理費の助成を行います。

自己負担は原則1割です。

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の該当にならない難聴の方（18歳まで）に、補聴器の購入費または修理費（この制度で購入した補聴器のみ）の助成を行います。

助成金の額は、購入費用と購入予定の補聴器一台当たりの基準価格を比較し、少ない金額の2/3です。購入・修理を行う前に、お問い合わせください。

※以上の制度については、障害者手帳の等級により対象とならない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください

高齢者の福祉（問①）

◆介護用品支給事業

要介護1以上の在宅の方のうち本人が市民税非課税で介護用品（紙おむつ）が必要と認められる方に介護用品（紙おむつ）が支給されます。市民税が世帯非課税の場合、支給月額5,000円、世帯課税の場合、支給月額3,000円を限度として配達されます。

支給限度枚数は、要介護1～3の方は120枚/月、要介護4・5の方は180枚/月です。

自己負担金は、市民税世帯非課税で合計所得金額の合計と課税年金収入額の合計が80万円を超える方と同一世帯に市民税課税者がいる方は支給月額の範囲内で1割を徴収します。対象外の方は全額自己負担で配達サービスのみ行います。

◆住まい環境整備支援事業

要介護3以上の在宅の方が対象で、車椅子用洗面台、昇降機などの改修に対し助成されます。

助成金の額は、対象工事費に7/10～9/10を乗じた額で、限度額は80万円です。事前申請が必要となりますので、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

◆軽度生活援助事業

65歳以上のみの世帯や身体障がい者のみ世帯などで、要支援1以上の認定を受けた方がいる世帯を対象に、軽易な除雪を行います。経費の一部は利用者が負担します。

負担金 1回（1時間以内）につき300円）

◆地域ぐるみ雪下ろし支援事業

65歳以上のみの世帯、身体障がい者単身世帯65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯等で市の名簿（福祉票）に登載される市民税世帯非課税の方で税法上の扶養親族となっていない方が対象です。

雪下ろしにかかる経費として1回につき10,000円が助成され、一冬期間の助成回数は2回以内です。（地区により4回以内）

◆給食サービス事業

65歳以上のみの世帯の方、65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯などで市の名簿（福祉票）に登載される調理などが困難な方を対象に、健康などを勘案した食事を配達し安否確認を行います。（一部自己負担をいただきます）

◆高齢者等指定保養施設利用助成事業

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方（身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者）が対象です。温泉センター「水芭蕉」は高齢者割引を適用、その他の民間保養施設を利用する場合、1回につき100円が割引されます。

◆高齢者等公衆浴場助成事業

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方（身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者）が対象です。

市で発行する指定公衆浴場利用割引証を市内の公衆浴場で提出することで、1回につき100円が割引されます。

◆高齢者移送サービス事業

常時車イスなどを利用し、在宅で生活する65歳以上の高齢者に、リフト付タクシーなどの初乗り料金（上限630円）を助成します。

◆高齢者緊急短期入所事業

要介護認定を受けていない方で、基本的な生活習慣が欠けていたり、対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な高齢者を対象に、特別養護老人ホームの空き部屋などを利用して一時的に宿泊し、日常生活に対する指導、支援を行い、体調調整、要介護状態への進行を予防します。食費、居住費相当の利用者負担金が必要です。

◆緊急通報システム設置事業

65歳以上のみの世帯で、市の名簿（福祉票）に登載される病弱なため緊急時に対応することが困難な世帯にシルバーコールを設置します。

◆救急医療情報キット配布事業

65歳以上のみの世帯、日中独居老人などを対象に、緊急時の医療情報を迅速に伝えるための救急医療情報キットを、民生委員を通じて無料配布します。

◆ふれあいサロン事業

各まちづくり会館などで65歳以上の方を対象に、健康体操、手工芸、子どもとの交流など、高齢者の健康づくりと生きがいづくりになる事業を実施しています（食費などは自己負担）。

◆在宅介護ほっとひといき支援事業

要介護認定などを受けている方を対象に、年12回を限度に、市が委託した通所介護事業所での宿泊サービスを提供します。食費や利用料の一部は利用者負担が必要（条件により市が負担）です。

介護保険（問①）

◆介護保険の加入

市内に住所を有する方のうち、40歳以上全員が自動的に被保険者となり、保険料を負担します。
 ※身体障がい者療護施設などに入所されている方、生活保護により医療保険に加入されていない方は除く

◆介護保険の手続き

次のような場合、被保険者は必ず14日以内に健康体育課（福祉健康センター「すこやか」）内へ届出を行ってください。

こんなときは届出を	届出に必要なもの	
転入したとき	旧住所地の市町村で要介護認定を既に受けている方	旧住所地の市町村が発行した介護保険受給資格証明書
	上記以外の方	届出は不要
死亡したとき	介護保険被保険者証（返却）	
転出したとき		
市内転居したとき	介護保険被保険者証（訂正）	
氏名が変わったとき		
被保険者証をなくしたとき	介護保険被保険者証（再発行）	

◆所得段階別の介護保険料

基準額から、各人の年収に応じて保険料を設定します。保険料の年額は、[表1：所得段階別介護保険料（次ページ）](#)を参照ください。

◆介護サービスを受けるには

介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。
 ご希望の方は、健康体育課の窓口で要介護認定

の申請をしてください。対象となるのは、65歳以上の被保険者および、40歳以上65歳未満の被保険者で老化を原因とする一部の特定疾病の方です。

認定を受けた方は、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画を作ります。要介護1～5の方は指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）、要支援1・2の方は地域包括支援センターに計画の作成を依頼することができます。

◆介護保険料に関する減免制度

第1号被保険者かその人がいる世帯の生計中心者が災害などで甚大な被害を受けた場合や、その他特別な事情により収入が著しく減少した方は、介護保険料が軽減・免除される制度があります。

◆介護保険訪問介護サービス新規利用者の負担軽減

要介護認定を受けている方で、訪問介護を利用する低所得者を対象に、訪問介護サービスに係る費用の一部が助成されます。

◆居宅介護福祉用具購入費

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、対象となる費用（10万円まで）の7割～9割を支給します。
 申請は担当ケアマネジャーにご相談ください。

◆居宅介護住宅改修費

手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、対象となる費用（20万円まで）の7割～9割を支給します。
 事前申請が必要となりますので、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

家族介護支援（問②）

◆介護マークの配布

介護をしていることが分かりにくいことから起る誤解や偏見を防止するために作られた「介護マーク」をご希望の方に配布します。



◆家族介護支援事業

介護の専門家がご家庭を訪問し、介護の悩みや介護方法について個別に相談指導を行います。おむつ交換の方法や車いすへの移動など、ご家庭にあった介護の方法をお教えます。

問①健康体育課 介護福祉係 ☎87-0888 問②地域包括支援センター「やすらぎ」 ☎87-0900

高齢者の総合相談窓口（問①）

高齢者やその家族などの介護や認知症に関する相談や心配ごと、高齢者の権利擁護に関すること、健康や福祉、生活に関することなど高齢者に関することはなんでも、お気軽にご相談ください。

【地域包括支援センター「やすらぎ」】
☎87-0900

介護予防（問①）

◆地域いきいきボランティアポイント事業

40歳以上の方を対象に、高齢者に関するボランティア活動をポイント制にし、ボランティア活動を支援します。活動をして集めたポイントは、商品券等と引換を行います。（年間最大5,000円分）

◆つながるc a f e

認知症の相談や対応方法をお伝えしています。認知症予防の脳トレなども実施しています。

◆介護予防教室

教室名	内 容
介護予防教室	地区サロン等における介護予防に関する講座
すこやか健康講座	医師による介護予防に関する講座
健康長寿！一番体操教室	おもりを使った足腰を強くする体操
いきいきサロン	レクリエーションや体操等を中心とした介護予防教室
はつらつ教室	運動機器を使用した運動を中心とした介護予防教室
アンチエイジング講座	介護予防のための体操教室
フレイル予防教室	フレイルチェックや運動・口腔・栄養に関する講座
	フレイルチェックやリモートでの継続的な運動指導や口腔・栄養等の講座

表1 所得段階別介護保険料

区分	対象者		基準月額	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
	市民税	所得など			
第1段階	非課税世帯	老齢福祉年金受給者、要保護者、公的年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,800円	0.30	2万900円 (1,742円)
第2段階	非課税世帯	公的年金と合計所得金額の合計が120万円以下の方		0.50	3万4,800円 (2,900円)
第3段階	非課税世帯	上記以外の方		0.70	4万8,800円 (4,067円)
第4段階	課税世帯	本人非課税で公的年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方		0.90	6万2,600円 (5,217円)
第5段階	課税世帯	本人非課税で上記に該当しない方		1.00	6万9,600円 (5,800円)
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方		1.20	8万3,500円 (6,958円)
第7段階	本人課税	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		1.30	9万400円 (7,533円)
第8段階	本人課税	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		1.50	10万4,400円 (8,700円)
第9段階	本人課税	合計所得金額が320万円以上500万円未満の方		1.70	11万8,300円 (9,858円)
第10段階	本人課税	合計所得金額が500万円以上の方		1.75	12万1,800円 (1万150円)

問①地域包括支援センター「やすらぎ」 ☎87-0900

健康・保険

妊娠・出産・子どもの健康（問②）

◆子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や支援を行っています。

◆母子健康手帳

母子ともに元気な状態で出産を迎え、お子さんがすこやかに成長していくため、妊娠・出産・育児の様子を記録する手帳です。お子さんの成長や予防接種の記録としても役立ちます。

交付場所 健康体育課

◆妊婦の健康診査

妊婦の健康保持と異常の早期発見・早期治療さらに健診にかかる経費の経済的な負担の軽減を図るため、母子健康手帳に14回分の妊婦健診などの受診券綴を添付しています。

◆妊婦あんしん登録事業

事前に勝山市消防署、総務課危機管理防災係に情報の登録を行い、救急時・災害時・自家用車等で医療機関に行く手段がない場合、迅速な搬送ができることを目的とし実施しています。

◆妊産婦医療費助成

妊娠中や産後に医療機関や処方箋薬局にかかった時の医療のうち、保険適用分の自己負担分について、助成します。

◆妊産婦バス無料券の交付

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の方(産後1年未満)は、勝山コミュニティバスおよび勝山大野広域路線バスを無料で利用できます。

◆不妊治療費の助成

不妊治療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊治療費について助成します。

◆「出産連携支援」にここ妊婦奨励金

福井勝山総合病院で定期的妊婦健診を受け、出産支援体制により福井大学医学部附属病院など県内の医療機関で出産予定の妊婦に対して、奨励金を支給します。

◆母乳相談費の助成

産後1年未満までの産婦に福井勝山総合病院産婦人科で使用できる母乳相談利用券(1人3枚まで)を発行します。助産師による母乳相談や乳房マッサージが受けられます。

自己負担額 1回500円

◆産婦の健康診査

産婦を対象に、福井勝山総合病院で行う健康診査受診券(産後2週間・1か月)を発行します。

◆新生児聴覚スクリーニング検査

出産後に医療機関で実施する、お子さんの耳の聞こえに関する検査費用の一部を助成します。

◆産後ケア(ショートステイ)

出産後の母子への心身のケアや育児のサポートを目的に、宿泊型の産後ケアを実施します。

◆養育医療費の助成

指定養育医療機関において、養育を必要とする未熟児に対し、医療費を助成します。

◆乳幼児の健康診査

受診の時期	受ける場所	備考
1か月児 4か月児 9～10か月児	かかりつけの医療機関(時期の通知はありません)	妊婦乳児健康診査受診券綴の受診票を利用
1歳6か月児 3歳児 5歳児	福祉健康センター「すこやか」	時期が来たら通知します

◆乳幼児訪問

出産後、自宅での育児をサポートするため、保健師・看護師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児の相談などを行っています。また、乳幼児の子育てや発達などについての相談も行っています。

◆母子健康教室・相談

会場 福祉健康センター「すこやか」

教室名	備考
1～2か月児 子育て教室	身体測定、子育ての話、情報交換
もぐもぐごっくん教室 (5～6か月児)	身体測定、離乳食の話、情報交換
すこやか育児相談 (乳幼児)	毎週水曜日 午前9時～11時30分 育児・離乳食の個別相談

大人の健康（問①）

◆健康教育

生活習慣病の予防・健康の増進や改善についての各種健康教室を行っています。

詳しくは、広報・市ホームページなどでお知らせします。

教室名	内容
すこやか健康講座	健康に関する講座、生活習慣病、歯など生活習慣病など健康に関する講座
健康運動教室	メタボ予防や、健康づくりを目的とした、1時間程度の運動教室

◆訪問指導

生活習慣病予防の観点から、健康診査の結果などで生活改善が必要な方などを訪問し、健康に関する相談や指導を行います。

地域での健康づくり（問①）

◆保健推進員

市では、市民の健康保持・増進を目的として保健推進員を86人の方に委嘱しています。

保健推進員は、市民の健康づくりのお手伝いをするため、健康づくり事業のご案内や、育児中のご家庭への訪問活動などを行っています。身近な相談相手として、お気軽にお話ください。

◆食生活改善推進員

市では、正しい食生活のあり方や調理技術など、食生活改善を普及することで市民の健康づくりに寄与することを目的に、食生活改善に熱意のある方96人に委嘱しています。

地域での健康づくりに関する行事などの活動にご協力いただいています。

予防接種

◆子ども対象の予防接種（問②）

市ではお子さんを病気から守るために、次の予防接種を実施しています。時期を逃さないよう、健康状態をみて、ぜひ受けましょう。

予防接種を受ける前は、「予防接種と子どもの健康」を必ず読みましょう。予診票がお手元にないときは、健康体育課までご連絡ください。

◆高齢者肺炎球菌予防接種（問①）

対象者 ①市内に居住し、令和4年度中に次の年齢になる方（65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳）、②満60以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者として厚生労働省令で定めるもの

接種期間 4月～翌年3月末

※ただし医療機関の診療日に限る

接種方法 医療機関で接種日を確認の上、接種対象者証明書を持参

接種料金 3,820円

※生活保護世帯は事前申請により無料

注意事項

- ①過去に肺炎球菌予防接種を受けた人は接種できません
- ②本人の明確な接種希望の意思を確認できない場合は接種できません
- ③施設入所などで市外の医療機関での接種を希望する方は、事前にご連絡ください
- ④公費負担で接種を受けた後で、接種日において対象者の資格を喪失していたことが判明した場合、市は費用の返還を求めます

◆インフルエンザ予防接種（問①）

<高齢者>

対象者 ①満65歳以上、②満60以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者として厚生労働省令で定めるもの

接種期間 10月～翌年1月末

※詳細は広報などでお知らせ

接種料金 1,840円

※生活保護世帯は事前申請で無料

<児童に対する助成制度>

中学生までの児童が、医療機関で受けた予防接種に対し、1回当たり1,000円を助成します。

※詳細は23ページをご覧ください

◆風しん抗体検査・予防接種（問①）

風しんの免疫が低い40代・50代を対象に令和7年2月28日までに限り風しん抗体検査・予防接種を無料で実施します。クーポン券を医療機関などに持参し、検査や予防接種を受けます。

対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

実施場所 全国の医療機関および健診機関

風しん抗体検査は、医療機関だけでなく職場健診や保険者が行う特定健診と同時に受診可能。

接種費用 無料

がん検診（問①）

市では、がん検診として集団検診と個別検診（医療機関検診）を行っています。40歳以上75歳未満の国保加入者以外の方は、がん検診の申し込みが必要です。検診実施期間中は、随時申し込みを受け付けますのでご希望の方は、お申し込みください。各検診内容は、表2のとおりです。

集団検診

すこやかで実施（詳細日程は、広報をご覧ください）。

個別検診

医療機関で実施。

表2 がん検診（被保護世帯および市民税非課税世帯の方は、申請により自己負担金を減免）

検査項目	対象年齢	自己負担金	検査内容
肺がん	40歳以上	無料	胸部X線検査 ※必要な方には喀痰検査も実施
胃がん	50歳以上の前年度未受診者	1,000円	バリウムによる検査
		2,000円	胃カメラによる検査 ※医療機関でのみ実施
大腸がん	40歳以上	500円	採便による便潜血検査
子宮頸がん	20歳以上の前年度未受診者	1,000円	子宮頸部の細胞診
乳がん	40歳以上の前年度未受診者	1,000円	乳房X線撮影（マンモグラフィー）

表3 特定健康診査

健診名	対象者	自己負担金	実施方法
国民健康保険特定健診	40歳～74歳の勝山市国民健康保険加入者	500円	集団健診 すこやかで実施
国民健康保険30代健診	30歳～39歳の勝山市国民健康保険加入者	500円	
一般健康診査（*）	39歳以下の勝山市民で健診の受診機会がない方、被保護世帯の方	1,300円	医療機関健診 市内医療機関で実施
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度加入者	無料	

*被保護世帯および市民税非課税世帯の方は、申請により自己負担金を減免

特定健康診査など（問①）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防に着目した特定健診を行います。特定健診は、医療保険者に実施が義務付けられ、医療保険者ごとに、実施方法や自己負担金が設定されます。

勝山市および勝山市国民健康保険が行う健康診査の自己負担金などは表3のとおりです。

無料歯科健診（問①）

節目年齢の方を対象（受診券を送付）に市内歯科医療機関で、無料歯科健診を実施します。

健診名	対象年齢	内容
歯周疾患検診	41,51,61歳になる方	歯周組織検査など

肝炎ウイルス検査（B型・C型）（問①）

肝炎ウイルスの感染が判明した方が、必要に応じて保健指導などを受け、市内指定医療機関を受診し、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減または進行の遅延を目的に検診を行っています。

41歳になる方には個別に通知があり、無料で検査を受けることができます。